慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	手形の署名制度とその諸問題
Sub Title	The Signature of Commercial Paper and some Problems with It
Author	黄, 清渓(Ko, Seikei)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2000
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.73, No.12 (2000. 12) ,p.239- 266
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	髙鳥正夫先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-20001228-0239

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

手形の署名制度とその諸問題

黄

清

渓

他人名義の署名

語

手形署名と名義(名称) 問題意識

署名の代理 署名の代行 二 手形の署名制度

主観的意義と客観的意義

動的概念と静的概念

はじめに

三 手形行為成立の要素としての署名

問題意識

無権限の署名代行と無権限の署名代理

四、手形行為者同一性確認の要素としての署名

239

はじめに

の行為の内容を認識し、その行為が真正になされたことを認証する手段として要求されるものである。(⑴ ところで手形の署名制度はこのような制度とはかなり異なるようにみうけられる。それはまず、手形法に次の 署名制度は手形行為に限らず、一般書面行為にも広く、利用されている。 一般書面行為の署名は、

手はその行為の成立は認められず、当然無効であることが規定されてる(手二条一項、七六条一項、小二条一項)。 を徹底的に論究しておく必要がある。それによって、従来から議論が多い署名の代行・代理、 ないといえる。 ることからも理解できる。 それと裏腹で、 同様な規定をしている(小一条、一六条、二六条、五三条)。そして、反対に、署名が欠けている手形及び小切 要求している(手一条、一二条、二五条、三一条、五七条、七五条、七七条一項一号、 ような規定の存在から認識することができる。すなわち、手形法は各種の手形行為の要件の一つとして、署名を さらに、 手形行為には書面性以外に、 そうなると、手形の署名には、どういう制度の特徴があるか、 何人も手形に署名しない以上、手形上の債務を負担しない、という原則も一般的に承認されて ゆえに、 一般の署名制度に対する理解をもって手形の署名制度を理解することができ 抽象性、 文言性、 設権証券性など相当異なった特殊性を持ち合わ その制度の意義、 同条三二項)。小切手法もまた、 無権代理、 目 的はなにか、 せてい

して他人名義の署名などの問題に対して、

解明の糸口が得られるかもしれない。

二 手形の署名制度

□ 主観的意義と客観的意義

定する主張が展開されたが、なにしろ、文書に署名が要求される場合、行為者は、その文書の作成に慎重な態度 ついて、それはとくに言及したものではないあたりまえの批評がなされている。 の意味において、 をとるであるし、 めに署名を要するのである。 手形行為をなすに当たり、厳格な債務を負担するものであることを認識せしめ、慎重にその行為をなさしめるた 的理由として、手形行為によって成立する手形上の債務は、 そして、この主観的理由と客観的理由について、どちらの方を重視すべきか、 法が手形行為に署名を要件とする根拠として、従来の学説は主観的理由と客観的理由をもって説明する。 手形の署名に対し、 上述の主観的・客観的理由は単なる署名制度の一般論を述べただけにとどまる。手形の署名に また、 従来からどのような認識がされてきたか、 その取得者も、その署名を通じて文書の作成者が何人であるかを知ることができる。 また、 客観的理由として、手形行為者の同一 著しく厳格な債務が発生する。 まず、 それを概観する。 性認識の表示方法として必要である。 立場の対立からお互い相手を否 手形行為者をして

と解するのである。 表示内容を認識し、その内容に従って責任を負担することを認証したことを示すために要求されるものである. 署名を要求しているのは、手形行為は書面を通じてなされる意思表示であるため、 このようの批評のもとで、次のようなあらたな理由づけがなされてる。すなわち、 手形行為者が、 手形法が手形行為にとくに 手形上の意思

容の認証は必要になる。 ここで、手形は書面行為であるから、 Ų) わゆる書面行為の認証性が強調されたことは評価できる。 意思表示は手形書面に化体されるので、手形行為者の確認と手形行為内

不十分であるといえる。

あり、 絶対的に必要であるのか、 法律関係を書面化するものではないから、単なる、手形の署名の認証性が強調されても、 為が有効になされていること、 ところがあるように思われる。 かし、 その前に手形行為を成立するためにも署名は必要ではないか。手形行為が有効に成立するには、 そのために署名が要求される。ところで手形行為に署名がなければ成立しない。認証の前提である手形行 すでに成立している法律関係を書面化するために、 それを法定化した理由は何か、 そのものは存在していないから、 端的にいうと、 手形の署名は手形内容と手形行為者を認証するために必要である という制度の趣旨及び理論根拠について従来の論及は 法律内容と責任者についての認証 認証しようはない。 Ų わば、 また、 手形行為は既存の なにか不足する なぜ署名が は必要で

て書面化することはできない。 は事情 ことである。 たす役目はなにか、それを明らかにすることによって、手形署名の意義も明白になれる。 法律関係を表章する書面 が異なる。 ところが、 手形証券の作成によって手形の法律関係がはじめて成立するから、 手形行為はこのような書面性以外にさらに、 の作成を要件とする法律行為は書面行為という。 そうすると、 手形行為はどのようにして成立するか、 設権性をももっているために、 通常は既存 その過程において署名が果 既存の法律関係をもってき の法律関係を書 手形の場合 面 化 ける

① 動的概念と静的概念

示行為として署名をするという手順によって完成する。 その意思表示は手形上 定と表示行為との三層的要素からできあがっている。しかし、 手 行為の成立は 一般法律行為と同様、 の記載を通してなさなければならない。 その基本となっている意思表示は、 署名の表示行為がないと、 手形行為は書面行為に限るという性質的制限から、 それは意思決定の内容を手形に記載しておく、 効果意思決定、 手形行為は成立しない。だか そして表示意思決

って、署名の意義も多義的であるといえよう。

5, 手形行為は成立するはずだが、 手形行為の成立はない。 されてい には厳然と二つに区別することができることは明らかである。 者は時間差なく、 載として存在する署名と異なる。 このような混沌する面があるから、 この場合の署名は表示行為であって、 るために、 署名は手形行為成立の要素の一つであることはよく理解できる。 このように二種類の異なる署名が存在していることを発見できる。 なけれ 効果面において二者は混合され、一つとしてとらえることが多い。というのは、 ば 同時に完成するものであるから、 手形上に署名の形式の存在があっても意思表示の裏付けがないから、 逆に、 手形上に形式的署名がなければ、 行為者は意思決定と表示行為 前者を動的概念の署名と、 独立した両者の関係が認識され難い 手形上に署名するその動作をして概念するものである。 署名は一つと理解されて、議論されてきた。 後者を静的概念の署名と名づけて区別することが (署名以外の方式) しかし、 同じ手形行為の成立は認められない 但し、ここで一つ注意を喚起したいことは 手形法は成立要件として署名を要求して のである。 署名行為と署名の表示は、 がすべてできあがれば、 それは無効の これは手形上の記 実質的に署名がな しかし、 実際上、二 からである。 もので、 理論的

成立の実質的要素と理解することができる。 つに当たるのであるから、 の署名は、 意思表示の成立要素の一つである表示行為に当たるのであるから、 両者の 区別をもう少し探ってみると下述のような興味深いことがさらに発見できる。 この場合の署名の意義は手形行為成立の形式的要素と理解することができる。 そして、 静的概念の署名は手形法が要求する形式上 この場合の署名の意義は手形行為 まず、 の要式要件 動 したが 的

が 行為者は誰 できる。 実質的意味の署名の目的は単純に手形行為の成立にあるが、 だから、 かを確認するための目的もある。 署名の認証性の問題が一 つの争点として加わってくる。 すなわち、 手形上に存在する署名の表示から、行為者の同一 形式的 な署名の場合は、 それ以 性認証 に手形

る。

名の認証は手形の法律関係と行為者の存在に対するものであるから、 署名行為と署名の表示とは瞬間的に同時に完成するので、二つを区別するのは難 者の認証 実質的意義の署名にとっても、 は第二議的なものになることも確認できる。すなわち、 形式的意義の署名にとっても、 署名の認証性は付随的効果といえよう。 第一義的には手形行為成立の目的である。 あくまでも、 じい その存在が先にあるべきであ か もし ñ ない。 しかし、 けだし 行

ついては、当然慎重になり、厳格的に要求されるはずである。 方式・表示は重視しなくなる。ところが、 さらに、 実質的意味の署名は、 行為ないし動作として把握するから署名の痕跡の存在が重要であって、 形式的意味の署名になると、 同一性確認のために署名の方式・表示に 署名

ついでに、署名の認証性のことをもう少し触れる。

名義の署名などを実質的要素か形式的要素か、 そして曖昧のままで署名制度をめぐる諸問題に関する論争が展開されるから、 ける自署の筆跡や記名捺印の印影についている特徴を手がかりにして行為者・責任者を割り出すことができる。 称 認証方法である。 !が表示されている。 このように、手形署名の意義や目的など手形署名の本質にかかわる諸問題について従来のつめが曖昧である。 署名の認証には二つの方法があることをまず指摘しておく。 したがって、 次に、 もう一つは署名の個性・特徴から確認する認証方法である。前者は署名によって、 それを手がかりにして行為者・責任者の同一性を特定することができる。 上述の理解に基づいて、 問題を類別して検討する。 署名の代行 一つは署名の名称から行為者・責任者を特定する 代理・無権代理・偽造そして署名の表示、 玉虫色の解決しかできないのであ 後者は署名にお ある者の名 他人の

三 手形行為成立の要素としての署名

問題意識

必要がある

名義人と手形行為の効果の帰属者である。 手形行為成立の過程において、 関係人物の名称は多数登場する。 問題の具体的検討に入る前に、 それは手形行為者と手形署名者と手形 まず、これらの人物の関係を整理する

に、代理人も自己の行為のために署名する。従って、行為者も署名者も代理人であるから、この場合もまた、 その署名は本人の行為の成立に必要であるから、本人が署名者であって、代行者が署名者ではない。従って、行 為者も署名者も本人になるから、同一人物に違いない。署名代理の場合には、代理人の手形行為を成立するため 論争があるが、認めるとした場合、本人が手形行為者であって、本人の手足として代行者が代わりに署名する、 ることもありうる。 になるのは当然の結果である。但し、広義的意味として署名代行の代行者と署名代理の代理人をも署名者と解す であるから、手形行為者は署名者として、自己の行為について署名をしなければならないから、 一人である。 「論的には、手形行為者と手形署名者とは常に同一人であるべきである。けだし、署名は手形行為成立の要素 その場合にも、 両者は一致すると解しうるかどうかである。手形署名の代行を認めるか否 署名者が行為者 同

空の名義、 者との関連づけが必要になる、それが名義人と行為者・署名者との同一性確認の問題が生じてくるのである。 そして、手形効果の帰属者は手形の債務者になるが、それが行為者・署名者になることが一般的であるが、 行為者が自己の名義で署名する場合には、 他人の名義を使用する実例も多い。その場合、名義人を債務者として肯定するために、 署名の名義人は、行為者と署名者と一致するから問題 行為者・署名 は ない が、 例 架

他に帰属する旨の表示が必要である。

する。 が手形の責任を負う。この場合には、 帰属することを意欲し、 外的に行為者・署名者以外の人がなることもありうる。 例外として、行為者の行為の効果を他人に帰属するとき、 かつ自らの署名をし、手形行為を完成させるので、その行為の効果は本人に帰属、 行為者・署名者・名義人・帰属者全部一致してい 手形行為について、 行為者・署名者と帰属者が別人になるその場合、 通常は、 行為者が自分自身に効果を . る。 帰属者の表示は省略

二 署名の代行

なるわけである。従って署名の代行の場合、手形上の署名は本人たる行為者の署名であって、 名の表示行為だけを他人にやらせる、これが署名の代行である。この場合、行為者は本人なのであるから、 の名称の記載ではない。ところで、このような署名の代行が認められるか否か、従来から論争がある。 の方式的要素として本人の署名が必要である。代行者は他人の手足(機関)となって、他人の署名をすることに ら署名を行わなず他人にやらせる場合がある。すなわち、 判例は、 まず、署名の代行をとりあげる。手形行為において、他人による手形行為の一つ型態として、手形行為者が自 日本の社会実情を反映したのか、事案はすべて記名捺印の代行の場合であるから、 行為者自身が意思表示機関として他人を使用する、 決して効果帰属者 記名捺印を含めた

広い意味での署名の代理の問題として、認めている。しかし、他人が本人の名称を直接手書きした、(エヒ) 義 の署名の代行を、 判例が認めるのかどうか、必ずしも確言できることではない。 わゆる狭

印章は本人のものであるために、印章のもつ個性はそのまま維持できるからである。従って、ここにとりあげる の本質に反するからである。 通説は自署のもつ個性を維持しなければならないため、自署の代行は認めない。 しかし、 記名捺印の代行の反対意見は皆無である。(空) それは、 自署の代行を認めると、 捺印が代行されても 自署

される立証の相違という点にも疑いがある。(い)のでは、手形の流通を阻害し、また、署名の代行と記名捺印の代行には、権利行使に当たって、所持人に要求ることは、手形の流通を阻害し、また、署名の代行と記名捺印の代行には、権利行使に当たって、所持人に要求 ライターによる署名などと同じように法律上の書式として十分ではないとか。さらに署名の代行を許すならば、(タイ) 署名の代行も同様に認めるべきではないのかとの見解に対し、記名捺印という日本などに特有な方式の法理をも 手形の所持人は、手形上の筆蹟が代行者のものであることのほかに、その代行者が権限を有した者であることの 評がある。自署は自筆でなければならない。本人が書写補助者に命じて本人の署名をなさしめることは、 証明をしなければならなくなるが、手形所持人がこのような権限の調査をしなければならないような方法を認め って逆に署名という一般的(普遍的)な方式をも律しようとする考え方であって、本末顚倒の議論であるとの批 署名の代行に対し、通説の反対理由は主に次のようなものがある。すなわち、記名捺印の代行が認められれ、 タイプ

署名の代行は自署の代行に限定して論ずる。

1 これに対し、少数説は次の理由をあげて署名の代行を肯認する。すなわち、 署名の代行には、 他人が書いたものであっても、筆蹟によって行為者を識別できる以上、

その行為者

を与えられているならば、本人の責任を否認する必要はない。(16)

として、他人による本人名義の手書きの方法を認めても、決して法律解釈としておかしくない(エン) 統一法に基づくわが国の手形法の解釈として、署名とは自署と記名捺印に限る必要はない。 それ以外の方法

な方式の瑕疵を認めることは、手形取引の安全の見地からいって到底是認できない。(8) 3 によってなされたか、代行でなされたかは手形面からは識別できないことであって、 無にかかわらず、無効とすることであって、方式に瑕疵があることを意味することになる。 反対説の署名の代行を認めないことは、 署名の代行を無効と解することになる。 手形面上識別できないよう それは、代行者の権限の有 しかし、 署名が本人

があるのも、表示者が他人の機関として行動することによるのである。

は消えて、あくまでも本人の第二の口、第三の手になるにすぎない。代行が 「代行」・「使者」と呼んでいる。代行はあくまでも本人の行為であり、表示行為に使用される限り表示者 通常、 少数説 意思表示の中、意思決定は本人がなされ、表示行為だけを他人にやらせることができる。これを一般 の理 由付けはすべて傾聴に値する。 それ以外、さらに次のような理論根拠を加えることもできる。 「機関による行為」とよばれること

代行者の筆蹟は本人の筆蹟に評価される。 上述のように、代行者は機関として行為するときは、代行者の人格は本人の人格に吸収され、一体化になるから、 人にやらせることはなんら問題はない。 って、署名の代行を認めない理由はない。 手形の署名は手形の意思表示の表示行為に当たることは、すでに前述の通り、他の法律行為と同じように、 本人の個性の現出ができない署名になる。自署の本質に矛盾するのではないかとの批評がある。しかし、 問題は署名の筆蹟は代行者のものであるから、本人の署名であるとい 代行者を識別できることはまた、本人を識別できると同義になる。 従

三 署名の代理

人によってなすことができる(手形八条参照)。 他人による手形行為のもう一つ形態として、 手形行為の代理がある。 手形行為も一 般の法律行為と同 様に代理

である。「本人のためにする」旨の記載は代理意思の表示であり、(エヒ) 手形上に記載されていなければ本人にその効果を帰属させることはできない。 は名称およびその本人のためにすることを記載して、代理人が自己の署名または記名捺印をするのが 手形行為の代理の方式に関しても別段の規定はないけれども、 代理人が手形行為をなすには、 効果帰属 の法的効果をもたらすもの 結果として、手形行為は絶対的商 本人の氏名また 一般的方式 であ

に認められている。(20) 行為でありながら(商五○一条四号)、 商法五〇四条の適用を排除して、 顕名主義が維持されることになると一般

代理人が本人のために手形行為をなしても、 どの記載が適当であるが、 本人のためにすることの表示方法としては、 しばしばあることである。 代理権を有する地位・職名を表す文言を記載しても差し支えない。ところで、現実に、 このような行為をどう評価すべきか見解が分かれるところである。 手形の文言上は代理行為であることが現れない、直接本人名義の署 代理関係の明記、たとえば、「甲代理人乙」「甲会社代表者乙」な

であると解している。また、学説の中にもこれに同調するものもある。(②) 前述代理関係の記載があることを代理方式による手形行為と区別する)として、 判例はこのような方式がとられた場合にも、これをいわゆる署名の代理 (機関方式による手形行為、これに対し、 手形行為の代理の一方式として有効

意思の表示機関として行動したに過ぎないとする。(②) あることが文言に現れない以上、それは本人の手形行為と見るほかはなく、そこにいわゆる代理人も使者ないし これに対して学説の多くは、 前述の顕名主義のもとで署名の代行による代理方式を認めず、 手形 行為 の代理で

るか、その考え方によって、このような異なる結果が生じる。 人のためにする」旨の記載がなかった場合、これを有効な手形行為として生かせるために、どう構成すればでき 本人から代理権を授与される代理人が自らから意思を決定し、自己の署名として本人名義で署名したが、「本

従来の学説は、手形上に現れている署名は本人名義であるから、文言通り本人の署名と見るのである。 ところ

に依拠した理論構成である。 かし、 現実に本人は署名をしていないのに、署名の存在は他人の代行によるしかありえないとされる。 現在の多数説は、 代理権限に基づいて、 手形の代理行為を成立させるために、 代理人の存在が先決条 これ は形式

人がなされたものであるから、 件であるから、 代理人は自己の行為の意思決定と署名をする。 代理人の署名と解するのが自然であるとされる。 署名の名義は本人のものであっても、 これは実質を踏まえた理論構成 代理

である。

きる問題ではない 本人ではなく代理人自身が実際に意思表示を行っているのであるから、 前者の立場に立つと、 行為者は本人であるから、 行為能力や意思表示の瑕疵は本人につい その矛盾について、 決して簡単に解釈で て、 判断され るが、

場合には、 手形の代理行為について、 して本人に帰属するか、 後者の立場をとると、 いかし、 その三つをすべて代理人が行うわけであるが、それとは異なり、 意思表示は、 その説明も至難なことである。 本人名義の署名を代理人の署名と解することで、 効果意思の決定と、表示意思の決定と表示行為との要素からできあがっており、 顕名主義の原則のもとで効果の帰属者の名称記載がない 代理· 表示行為だけを他人にやらせる場合 人の手形行為の のに、 その効果はどのように 存 注在は認 められ 代理

Ō

行うわけで、 あ 本人に帰属効果はない した行為の効果を本人に帰属させるための根拠である。無権代理の場合、 権限代行の場合は、 限と代理権は違う。 理人の署名が必要である。反対に、手形行為の代行の場合、行為者は本人なのであるから、本人の署名が必要で は代行の場合である。 る。このように代理と代行とはまったくちがう構造の行為形式である。 まず、 代行権限は意思表示の要素の一つである表示行為の事実行為を代行しうるのであるから、 そこには、代理人行為は有効に存在していることを認めるのが理論的である。代理人は自己 意思表示の欠缺になり、 従って、手形行為の代理の場合、行為者は代理人であるから、 だけである。 従って、 手形行為は成立しない 機関方式の署名代理は、 との問題になるが、 意思決定から表示行為まで代理 手形行為の成否と関係ない、 さらに、 法的性質からみても、 行為の方式的要素として代 代理権 はあくまでも成立 人が 単 代行権 なる、 手に

但

代理人行為の成立を認めるために、

克服する必要がある前提問題

が

あ る

す

な

わ

手

形

後述

の検討にまかせる。

代理意思の表示と本人の表示の二つの要件が欠けてい して残る。 代理人の手形行為の有効性が肯認できても、 すなわち、 機関方式による署名代理の場合、 代理の記載がないから、 る。 手形の代理行為の成立につき、三つの形式要件 にもかかわらず、どうして、 本人に効果帰属する問 代理行為は認め、 題 ö は依然と 中

行為に基づいて手形責任を負うことになる。

効果帰属ができるのか、

その説明の問題である。

であ。 る。 p_{j}° じない。 限り、本人は責任を負わないと、代理文句の記載がないならば、(36) 負わないといわざるをえない ての効果は発生せず、 結論として、 き必然的顕名主義の根拠つけについて賛同できないが、(※) に代理権の授与が必要以外に、 余地は全くない。その上に、機関形式の署名代理の有効性を認めるために、本人に効果帰属するために、 この点について、二つの立場から反対されてい 代理権があっても、 手形代理行為の顕名主義と証券的行為の二つ異なる根拠からの反対である。 手形行為が証券的行為であって、 機関方式の署名代理について、本人の表示と代理意思の表示は欠けるために、手形行為の代理とし 本人は、 代行権限が別格に与えていなければ、署名代行の効力は認められない。 たとえ代理人として署名した者に正当な代理権を与えていても、 本人の署名代行、すなわち表示行為を代行できる代行権限 証券上の記載による効果が生じるにすぎない以上、 る。 後者、 つは、 手形の証券的行為の根拠つけについ 顕名主義の趣旨を徹底す いかに代理意思があっても、 前者、 んば、 の授与も必要ではな 手形の代理行為につ これは当然 本人には効果が生 本人の表示 手形上の責任を したがって、 ては、 代理人 反 を欠く 論 \mathcal{O}

署名は自己の名をもってそれを行わなくても良いということである。これは他人名義の署名と関わる問題であり、 この場合、 ち、

って、本人の行為が成立するのである。

(四) 無権限の署名代行と無権限の署名代理

1 無 権 限 の署名代行

の名義を手形面上にあらわすのは、 手形行為の署名代行の場合、 代行者は他人の機関となって、他人の署名をすることになるから、 行為者の署名としてである。 したがって、この場合、 本人は行為者なのであ 代行者が本人

ば、

本

行行為は根本から存在しえない。(30) には代行行為は存在しない。 ぎりにおいて代行行為が存在するのであり、他人の表示機関でないものがどのような表示行為を行うとも、 人に対し、 本人が代行者に代行権限を与えることによって、 代行者はなにものでもない。そして、代行者が、他人の表示機関である者が表示行為を行っているか つまり、 代行行為は有権代行のみ存在しうるものであって、 代行者が本人の表示機関になる。 権限 権限のない者による代 の授与がなけ 'n

解することは、 記名捺印 ₺ 為の成立の余地はない。 めない しない他人の手形行為をあるかのように見せかけることをいうのである。通説は署名の代行しない他人の手形行為をあるかのように見せかけることをいうのである。通説は署名の代行 たがって、 から、 の代行は認 無権限の代行者が本人の名義の署名をし、 妥当な理論である。 権限者が署名代行したときは無効行為になるが、 めるから、 したがって、これは手形の偽造になる。けだし、偽造とは、 権限者の記名捺印代行は有効行為である。 表示を行っても、 無権限で署名代行した場合は偽造と解してい それが無権限でなされた場合も偽造と 表示行為は存在しないし、 何ら権限のない (自署の代行) 者が、 本人の行 あり は

権 限 の署名代理

署名の代理 すなわち機関形式の手形行為は認めないことは上述の通りである。 しかし、 無権限代理人が本人 行為をあると偽るから、

偽造と解される。

の名義の署名をした場合、 学説、 判例は依然として、 無権限の署名代理の場面と考え、 その効果を問題としてい

る

無権 立場をとっている。ただし、最近の判例は立場を変えて学説側に立ったのである。(3) 署名代理を代理と認め、 か ò 通説 ·限の署名代理の場合も無権限の記名捺印代行の場合と同じ評価で偽造と解する。これに対し、(ミス) 形式上は本人自身の行為としてあらわれているから、この場合も代理でなく代行としてとらえる。 は かねてから記名捺印の代行は認める、 無権限者によって署名代理が行われた場合に、 そして、署名の代理の場合、 無権限代理の効果を認め、 代理人が直接本人の名義を署名する 従来 学説と対立 の判例は それで、

に帰 名義人に帰属するということに何のちがいも生まれない。 のに対し、 代理関係は行為者 権限者による署名代理の場合、 属する法律効果の構築である。 これを代行としてとらえれば、 (代理人)と効果帰属者(本人)と別の二人に分かれて、両者間に一方の行為の効果を他 それを代理としてとらえようと、 無権代理の場合は、 偽造すなわち無効ということになり、 代理権を与えていない しかし、これを代理としてとらえれば無権代理になる 代行としてとらえようと、 から、 大違いである。 帰属効果は生じえな その効 果 が ?署名の に

が か ない か わらず、 から、 無権代理を構成する基盤 帰属効果の表示を偽るのだから問題になる。 は な ところで、 無権限の署名代理の場合、 その表示 の偽

である。 に人格 機関化できない。 行関係になると、 の機関化である。 ここの焦点はあくまでも代行行為の存否の問題である。 独立の二人を一人に合体し、一人がもう一人の機関となり、 そうすると代行行為はありえないにもかかわらず、代行行為は存在してい その機関化は代行権限授与の効果である。 無権署名代行の場合、 無権代行の場合は、 行為を行うのであり、 代行権 無権限者がありもしない 限 ることを偽るの 0 7授与が 要する な か

あると偽っても、 無権署名代理の場合、 行為の存否にはかかわることがないから、 代理人の行為は有効に存在しているから、 偽造の法的効果は認めない。 無権限者が帰属効果のないことを

それと同時に無権署名代理の場合にも代理人行為は有効に存在するから、 機関方式の署名代理は代理の一方式として認めない以上、 無権署名代理を無権代理に構成することはできない 偽造を構成することもできない。(36)

手形行為者同一性確認の要素としての署名

兀

一問題意識

検討する。特に、手形上に表示された形象=署名から、手形上の責任主体を確認するために、その署名には、 手形取得者をして、手形行為者が何人であるかを確知させる、 以上は手形行為成立の実質的要素としての署名を検討したが、今度は手形行為者に署名を手形面上に現出させ、 いわゆる行為者同一性確認の要素としての署名を

にを書くべきかをも焦点とする。

は する立場からは、 は解釈にまかせている。その解釈をめぐって、 般にいわれている主観的意義と客観的意義、どちらを重視すべきか、との対立からである。 従来の学説によれば、 手形法は、署名に対し、内容・方式についてなにも規定しない。署名というためには、なにを、い 手形行為に対する責任主体 署名の内容・方式に対する解釈は緩くなる。反対の立場になると、 主観的意義の署名は自己の手形行為に対する責任内容の確認である。 の確認である。 古くから論争がある。論争の発端は、(マス) その両方とも、 同じ既存の手形関係に対する確認のことであるか その解釈 手形署名の目的 主観的意義を重視 客観的意義の署名 は厳 でしくなる。 (38) れについ かに書くか

6

両方について軽重の区別はできない。

しかし、

客観的意義は通説の通りを尊重するが、

主観的意義について

成立は先であって、 は、手形行為成立の要素であると改めれば、 それからその存在についての確認ができるからである。 両者について軽重の分別ははっきりしてくる。けだし、 手形行為の

外形上、手形行為者の表示行為の存在があれば、 に要求する必要はなくなり、手形行為者がその目的のために、 このような見解のもとで、 かなる形象であっても認められる。したがって、手形の署名はきわめて形式的なものであってもかまわない。 このように、 他人名義の署名など、 署名の主観的目的を行為者の手形成立の要素にあると限定すると、署名の名称・方式に対し厳格 署名の名称、言葉、記号、数字の署名並びに記名捺印において、三文判、 従来から議論がある。 それは、 しかし、 署名として有効なものと解することができる。 また、こう着状態を呈している問題を再検討してみ 手形上に表示行為がなされたことが確認できれば 拇印、 ප්

〕 手形署名と名義 (名称)

手形署名というと、

行為者は自己の名をもって署名することが多い、すなわち、

署名に用いる名称は自己の氏

る。

芸名であってもよく、また、名字ないし名前のどちらかを使用することもできる。これは古くから肯定され 名または商号が普通であるが、その氏名または商号は戸籍上ないし謄本上のものに限る必要はない。 よって認めることになったのである。 (4) を重視する傾向である。そして、 とである。しかし、名称の表示の制限は段々と緩やかに向かう、名称から手形行為者の特定ができる実質的機能 その後の事情はさらに進み、夫が妻の名義を使用、署名しても、 効力は判例に 通称、 たこ

性を完全に放棄するまで学説と判例の一部は依然として慎重の姿勢である。それは他人名義の使用には慣用性を性を完全に放棄するまで学説と判例の一部は依然として慎重の姿勢である。それは他人名義の使用には慣用性を

同一性の要求はさらに緩和されたのである。

しかし、

両者間

0)

同

ここまでくると、名称と行為者との間に、

らの結論であるといえよう。

であり、 要求するとか、言葉、記号、 ついては後で述べるが、欧米には認められている、言葉、記号、数字の署名は、 他人に自己の存在を認識せしめるものである。 数字の署名は認めないことを堅持する態度からで理解できる。 したがって、記号や番号はいかなる意味でも呼称とは 日本では、「名称は自己の呼称 他人の名義の署名に

うことはできず、手形署名とはいうことはできない。」という見解は、異論を挟まない定説である。(空) これは、 署名の目的を行為者は誰か確認の意義を重視する、さらにその機能を名称の表示に強く求める立場

理論的には手形行為は成立するはずである。にもかかわらず、署名の附随的目的といえる、行為者確認の目的か(低) の成立について、 手形所持人保護の立場から、このようなことを認めてよいか、疑問である。ところで、手形行為者が、手形行為 について署名の要素は存在しないことになり、手形行為の瑕疵が存在することになり、 L かし、これらのものを署名として認めないと、これらのものを署名として手形行為を行った場合、 効果意思、表示意思を決定し、手形上になんらかの型で署名ニ表示行為を実質的に行った以上 絶対無効になるのである。

5 記名捺印の方法による署名の場合には、多く議論されていることは、 1 手形行為の成立を否定することはどうも本末転倒のように思われる。 記名と捺印の間に関連性を見出すことが

手彫りしたのもよ 印の印章は、 のもまた妨げない。そして、自ら手を下して捺印しようと、他人をしてこれに当たらせようと、 これについて、古くから今日まで依然、権威性が維持されている大審院の判例がある。それによると、 印鑑届のあるものであることも、 同姓である知人の印章を借りてもよい、あるいは雅号や古来の成句を彫りした印を用いる 日常所有用のものであることも必要でなく、三文判でもよい またここに臨ん 記名捺 できない場合、それは署名として認められるかどうかが問題である。

中にも、

その印影のきわめて複雑なものがあり、

その鑑別も簡単にできないから、

客観的意義をもっともよくみたすものである。

記名拇印による手形行為を理論的に否定することは問題であり、

かし、

近時には、

拇印が署名制度の主観的、

41

さらに、

印がその手形行為者の意思に出たのであればよく、その他を問わないとされてる。(4) で記名捺印をしようと、 既存のそれを流用しようと、すべてこれを問わないから、 要は記名およびその名下の捺

る。 たることを要すると主張する単発的な反対意見はあったことはあったが、ほとんどの判例も学説もこれを支持す(45) (47) と印影 この 判例の趣旨に沿えば、 の間に関連性はいらない。これに対し、使用された印章は、 記名捺印について押捺されるべき印章は、 当該署名者の同 実は何でもよいということになり、 一性を取引上鑑別しうるもの 記名

印章とは何であるか、 てくる。このことについて、 (&) しかし、このように記名と印影の間の関連性はもう必要ないといいきっている以上、記名捺印の制度にとって、 なぜ記名以外に印章を押捺することを要するのか、 次の拇印の問題と合わせて考える。 という制度の基本に対する疑問 は生じ

2 拇 印

もこれに賛成している。(50) の証券の性質上、このような同一性認識の表示方法を許すものと解し得ないとされている。そして、 ることができない。対比鑑別の手続きが簡易でないがゆえに、流通証券として手形のようなものにあっては、 識の表示方法として、印章を押捺したものに比べて、まさるといえども、 記名捺印制度の捺印に印章の代わりに拇印を使用した場合、記名捺印といえるかどうかも問題である。 れについて、 同じく権威的な古い判例は、これを否定している、その理由は、(4) その鑑別には肉眼をもってこれに当た 拇印は手形行為者の同 学説の多数 性認

. _ _

「は す の

その実質的根拠はない

などの理由

拇印のみを排斥する理

そして、

苗印

連性を希薄化する。

その上に、

捺印の役割を軽減し、

記名を重視できる状況を創出したいとのねらいである。

をあげて反論している。

例は相反する結論づけをしていることが第一印象になるといえよう。 することから、 前者は記名と同一性 ここで前出の三文判を印章として認める判例とこの拇印を印章として認めない判例を合わせて検討する。 実は、 • 両判例の文脈は相通じるものがあることを読みとれる。 関連性がほとんどない三文判を肯認する。 後者は記名と同一性・関連性が強い拇印を否認 しかし、 そこには、 両判例の趣旨を深く吟味すると まず、 記名と捺印の関 両判

もさえたる例である。そうなると、印影だけで確認できるので、記名はいらなくなる。こうなれば、(3) りまさるともいえる。 自署も同じ意味になる。例えば、 はその者によってなされたとの結論を引き出すことの可能性は高いのである。このことについて、(%) 化が突出する。 その場合、 から行為者にみられる対象を選定し、 その根拠は、 記名そのものは無用になってしまう心配がある。というのは、 記名はあくまでも補助的機能であるのを知ることができる。その上に、 同一 そうすると、 性確認目的に限っていうと、 したがって、記名捺印の維持、発展は記名の役割の重視にかかる。 それがある者の印章(捺印)であることが確認できれば、 拇印が認められれば、 捺印 (印影の個性) による行為者を特定する連携プレーであると考える。 記名捺印において記名と捺印の役割分担は、 その強い個性から行為者の確定は自署と同じか、 捺印について厳格に要求すると、 捺印のことをさらに強調する そこから、 まず、 その手形行 拇印がもっと 印章の! 記名捺印 記名の名称 それ 個 ょ

に無理があっても、 に強く主張し、 そして、日本にとって、 承認されてきた。これを維持していく、 生かせたい立場はよく理解できる。 記名捺印は署名の一方式として、 使命感、 歴史的、 慣習性が強いことはまちが 伝統的に形成されてきた制度であ いない。 少々理論的

手形署名の主な目的は手形成立にある。行為者同一性の確認は従属的目的であるとの考えが認めら

要は表示行為が手形上に現出すれば良いわけで捺印の機能はこの表示行為に当たる。手形行為の成立があってか の役割について混乱は生じない、すっきりした記名捺印制度が説明できるのではないか。 行為は成立する。 n 行為者は誰かその確認になる。 上述のことも余計な杞憂にすぎず、けだし、 押捺した印章は届出印であろうが、三文判であろうが、拇印であろうが、区別する必要はない 記名はこの段階で機能するものである。このように分析すれば、 手形行為者が手形成立の意思をもって、 捺印すれば、 記名と捺印 手形

三 他人名義の署名

この問題である。

手形行為者が自己の署名として他人の名義を記載した場合は、 行為者その人の署名として認めるか、

認められているような場合に、手形上の責任を負うべき署名者は妻ではなく夫であるとされた有名な判例がある。(55) 行為者の署名ありとはいえないという原則を確立したのである。学説はこれに支持する。(いる) の署名があり、 したのである。 でない以上、兄は手形に振出人・引受人として弟の名義の署名をしたといっても、 この点について、 そして、その後、 後者の判例は、 前の判例は、他人の名義を使っても、それが行為者の名義(通称)と認められるときは、 兄が弟の名義で為替手形の振出・引受をした判例も出現した、そこに、弟の名義が兄の紀が弟の名義で為替手形の振出・引受をした判例も出現した。そこに、弟の名義が兄の 夫が妻の名義を使って書いた手形について、 他人の名義を使った場合に、それが行為者の名義 妻の名義がすなわち夫を表示するものと一 (別名) 署名をしたものといえないと と認められなけ 行為者 'n ば 別名

性 を表示したものと客観的に認められる場合に限って、 学説は、手形行為者が他人の名称を使用する場合、その名称は当該手形の利用される取引界において、 (行為者の通称・別名) と認められる場合に限って、 すなわち、その名称の使用に関し慣用性、 署名ありと解する。 それは、 それが行為者の署名 その名称の周 (名称 行為者

ことを立証する他に方法はないという理由からである。僅か少数の反対説があるが、学説はほぼ判例の立場に立(8) (8) という立証 は、 それが他人の名称であっても、本人が慣用している、 行為者の表示として周知されているとい う

任が認められることになる。これについては正しい意見であると考える。(⑹ 性がない名称であっても、 者の行為であることにかわりがない。これは手形行為にも妥当する。 少数説の中でも特に鈴木博士は、普通の法律行為は、他人ないし虚無人の名で行為をしても、真実行為をした いやしくも自己を表示するためにその名称を用いた以上は、その行為者に手形上の責 従って、行為者にとって慣用性な し周

名義を一回切り使用した場合であっても、 事実が存在すれば、 の一点に集中する展開である。 だ行為者が誰かを確認するために要求されるものと解すれば、 判例通説はやはり、署名は行為者確認の目的を重く考えているから、名称から行為者の誰かを特定することそ その名称の使用に関する慣習性、その名称の周知性を要しないで済む。(⑹ しかし、折りに触れてきた通り、署名の目的をまず手形行為の成立、そして附随 手形行為成立の要件たる署名を満たす手形行為者は手形上の責任を負 その者が他人の名義を用いて自己の署名をする 手形行為者が他人の

五 結 語

わなければならない。

は誰 は二つ異なる目的設定ができる。 以上の検討から、 か同一性確認を目的とする形式的要素になるのである。そこで、手形署名の主要目的は手形行為の成立にあ 手形の署名は動的と静的な二つの観点から概念づけができる。 先ずは手形行為の成立を目的とする実質的要素が要請される。 それによって、手形の署名に そして、 行為者

る。 行為者 の同 性確認は従属的存在であるという仮説にたどりつくことができる。

署名の形象として使用することも自由である。 名の内容・方式について、 この仮説に基づいて、 まったく制限はいらない。 手形署名の主要目的は手形行為成立の実質的要素であるとの考えに立って、 手形の署名の形象は署名者との間に同一性が認められなくとも、 他人の名義、 記名、 言葉、 文書、 三文判、 拇印などどれを

るが、 してみることによって、はじめて識別される場合であってもよい(@) 現実に手形行為をなした者の署名として認められれば、 の事実関係だけで行為者を確認することはできるかどうか。このことを考えると、 示から手形行為者の特定は困難になる。表示から、 具体的な当該手形行為、 すべての手段を尽くして、 署名の形象は自由であって、署名と名称の関連性を問わないとなると、 それに関連する具体的事情、 手形署名の表示から識別できない場合、 手形行為者の同一性が客観的に識別されうる場合は勿論 その手形行為上の責任を負わなければならな 手形面 Ξ の記載および取引上 手形上の表 手形行為の文言性の 手形の所持人は手形署名の Ø 示から離れ 般の通念等を綜合 て、 連 由 手 形外 であ で反 表

て認定することはなにも問題は生じない 対するもの |に抵触しない。 が多いと思われるが、 行為者の意思能力、 手形行為者が誰 行為能力、代理人の代理権限 はずである。 かの特定は、 手形債務内容と関係がない の存否と同じように、 手形外の関係に基づい 事柄であるか

手形 任追及ができる。 ことができる。 効果に依拠するものである。 所持人は手形上 手形に表示されているものから、 このことをも合わせて結論つけると、 その追及において、 の記載にしたがって、 すなわち、 手形所持人は手形を呈示して請求すれば足りる。 手形の文言性からの効果で、 名義人に対し、 さらに、手形外の事実関係から、 手形所持人はまず、 行為者としての責任追及はできる。(6) 署名の表示された者を手形行為者とする 署名の名義人に対し、 行為者の特定ができない そのとき、 それ 行為者として責 名義人は手形 は手形 場合に

実関係に基づいて真の行為者を特定することによって、責任追及ができる。しかし、この場合の主張、 て手形所持人が敗退した場合には、次にとる手段として、署名の表示から真の行為者を特定するか、手形外 行為をしてなかったことを主張、立証し、その事実を否認して、その請求を拒むことができる。この攻防に 立証は での事

12 べて所持人が負担すべきである。

- $\widehat{1}$ ドイツ民法(一二六条・一二七条)やアメリカの U.C.C.法(三章四〇一条以下)などが署名についての
- (2) アメリカの U.C.C.法三章四○一条a項に明文規定がある、日本には同様な規定はないが一般原則として認めら 規定を設けている。日本は欧米と違って、そのような規定はないから、一般的解釈にまかせている。
- (3) 田中誠二・手形・小切手法詳論(上)一二七頁、鈴木竹雄・手形法・小切手法一三〇頁注六、 名捺印」手形法・小切手法講座(Ⅰ)一二七頁。 鴻常夫「署名と記
- (4) 鴻・前掲一二七頁参照。

れている。

- (5) 稲田俊信・手形取引と民事責任四頁以下。
- (6) 稲田・前掲三頁以下参照。
- (7) 学説の一般は、手形に存在する形式的署名に、特に専心するのが原因で、署名の表示から何か読み取れるか、 証性の問題が唯一の争点になるのである。

認

- (8) 木内宣彦・手形抗弁の理論三三五頁以下参照。
- $\widehat{9}$ 大判六四・一○・三○民録二一・一七九九頁、大阪高判昭四五・五・二七判例時報六○一号八七頁。
- $\widehat{10}$ 作成する場合、本人の名義を表示し、預った印鑑を押捺することによってなされる。いわゆる記名捺印の代行形式が 日本社会において、他人による手形を発行するとき、 印鑑の交付によって行うのが通常である。他人が、
- 11 竹田省・手形法・小切手法二五頁、 伊沢孝平・手形法・小切手法六七頁、 小橋一 郎 ・手形行為論三四四頁 鴻

般的である。

掲一 四四頁、 中 (誠)・前掲 <u>E</u> 四頁。

- $\widehat{12}$ 服部栄三・「手形行為の代理」手形法・小切手法講座(I)一六二頁注
- $\widehat{13}$ 鴻・前掲 四四頁。
- 14 木内・前掲三三六頁。
- $\widehat{15}$ 河本・前掲一一頁参照
- 16 鈴木・前掲一六三頁。 河本・前掲一一頁。
- 18 $\widehat{17}$ 前田庸 手形法・小切手法入門六九頁。
- 19 として確立されたといえよう。服部・前掲一五七頁。 することが必要であることを大判明三八・二・七判決(民録一一・一三五頁) 本人の表示があること、代理人の署名があることと、本人のためにする旨の表示があること、三つの要件を具備 によって判示されてい . る。 以来判例:
- 20高鳥正夫・手形法・小切手法五七頁、木内・前掲三三五頁。
- $\widehat{21}$ 大判昭八・九・二八民集一二巻二二号二三六二頁。
- 22 田中耕太郎・手形法・小切手法概論一五八頁以下、 竹田省・ 手形法大意一○二頁以下。
- $\widehat{23}$ 田中 (誠)・前掲一五九頁、坂井芳雄・裁判手形法 三七頁。
- $\widehat{24}$ 服部・前掲一五八頁、鈴木・前掲一四九頁、木内・前掲三四〇頁。
- 25 それを代理人の署名として評価する以上、また、本人の表示と解することはできないのではないか。 本人の名義の署名が存在しているから、本人の表示として解することはできるとの主張は当然ありうる。
- 26 服部・前掲一五八頁。
- 鈴木・前掲一四九頁。
- そうであれば、 でも良いが、 代理人の顕名主義による、 手形の代理に必然的顕名主義の根拠が疑われる。 手形は書面に限る。 代理関係を示す必要がある。 それは、手形行為の書面性からであって、決して顕名主義の適用の結果ではない しかし、その示す方法について、民法は書面でなく、 逆に、手形の代理行為はどうして顕名主義になるの

П

同 か、 その根拠が分らない。 竹田省・手形法・小切手法二四頁以下、小橋一郎・手形行為論三頁。 本来、 手形行為も商行為の一種であるから、 当然商法五〇四条の適用になるべきであ 鈴木・前掲一四九頁注 参

29 服部・前掲一六二頁、大判大正四・九・一五民録二一輯一四六八頁、最判昭三七・七・六民集一六巻七号 四 九

- (30) 倉沢康一郎・手形判例の基礎四七頁以下。
- 31 用語にすぎず、その法律的性質はそのまま無権代理行為にほかにならない」とされている。 倉沢・前掲四三頁。倉沢教授のような考え方は少ない。署名をいつわるのが偽造であるとい 例えば、木内・前掲三四六頁に「偽造というのは、 無権限で他人の署名を顕出する行動の事実的 · う理 側 解 面を言 が 般的であ
- (32) 田中 (誠)・前掲上一九四頁。
- (3) 大判昭八・九・二八民集一二巻二二号二三六二頁。
- $\widehat{34}$ 最二小判昭四九・六・二六民集二八巻五号六五五頁、最二小判昭五五・九・五民集三四巻五号六六七頁
- 36 35 拙稿「手形偽造と手形法八条の類推適用」倉沢康一郎教授還暦記念論文集・商法判例と論理所収三六九頁以下。 前掲拙稿 (注35) には、 手形の無権代理と偽造はまるっきり違うという観点から、 偽造が無権代理制度に適用で
- ないからだ。 きないことを力点的に分析しただけ、 そこには、 無権署名代理について、 無権代理の構成もできないことは触
- (37) 鴻・前掲一三九頁注一参照。
- 38 の立場に傾斜している。 自署は主観を重視する制度、 記名捺印は逆に、 客観を重視する。 日本は記名捺印制度を慣用しているから、
- (39) 大判明三九・一〇・四民録一二輯一二〇三頁。
- $\widehat{40}$ ・三〇週刊金融商事判例一五八号八頁。鈴木竹雄「他人の代名による署名」手形小切手判例百選 大判大正一〇・七・一三民録二七輯一三一八頁、 最判昭三九・四・一七民集一八巻四号五四三頁、 (新版) 同 昭 四四四 大
- 41 最判昭四 郎 Iİ 河本一郎・注釈手形法・小切手法一三頁。 三・一二・一二民集二二巻一三号二九六三頁。 鴻 前掲一三七頁以下、 伊 沢 前 揭六七頁、 大隅 \parallel

河

前 五頁以下、 高鳥正夫「会社の手形行為」 判例手形法・小切手法 (伊沢還暦記念) 三二頁

42 鴻・前掲一三五頁注八、稲田・前掲八頁

との規定がある。この規定から、数字・番号の使用(特にセキュリテイ・ナンバー)をも認める。 きれない。 ューカードにおいて同一性の確認として広く数字・番号は使用されている。手形の署名に導入は全く不可能とも P メリカの U.C.C.(統一商法典)三章四〇一条b項に、 署名の代わりに何らかの言葉又は記号によってなされる 日本にも、 キャッ

43形研究二二八号七四頁以下、 同旨、 鈴木・前掲注 $\widehat{40}$ 木内・前掲三五〇頁以下。 九頁、 田中 (誠)・前掲一 三二頁、 高窪利 他人名義の手形行為はどうなるか」 丰

- 大判昭八・九・一五民集一二巻二一号二一六八頁。
- $\widehat{45}$ 伊沢・前掲六八頁、 石井照久・新版手形法・小切手法四二
- $\widehat{46}$ 東京高裁昭三六・二・二八商民集一四巻一三号一七四頁。
- 47 前掲一四八頁、 稲田・ 前掲四頁。
- 48 河本・前掲四頁。
- 49 大判昭七・一一・一九民集一一巻二一二〇頁。
- $\widehat{50}$ 石井・前掲四二七頁、 伊沢・前掲六八頁、鴻・前掲一 四九頁。

鈴木・前掲一二九頁以下、大隅健一郎「拇印」手形・小切手法判例百選一一

頁

河本・

前揭九頁。

51

- $\widehat{52}$ なぜなら、 印章の持ち主を確認できても、 印章は無権限者によって押捺される可能があるからである。 直ちに、その捺印はその持ち主によってなされたものであるとの確定はできない。
- 名捺印の署名の有効性 現行手形振出において、銀行取引の関係上、 が判断されている。 銀行に届出の印鑑使用が要求されているから、 実際、 印鑑だけで記
- $\widehat{54}$ 鴻教授は記名拇印による手形行為を理論的否定することは問題であることを指摘している。 鴻 前 掲一 四八頁。
- 55 $\hat{5}\hat{6}$ 大判大正一〇・七・一三民録二七輯一三一八頁 大判昭八・一二・六裁判例(七)民法二八二頁

- 57 伊 沢 前掲六七頁、 大隅=河本・前掲一七頁。
- 59 鈴木・「手形行為の解釈」 法学協会雑誌八○巻二号一六八頁。 稲田・前掲二四頁。
- $\widehat{58}$ 鴻・前掲一三七頁。
- $\widehat{61}$ $\widehat{60}$ 名称として他人の名称を使用した事実が存在する限り、それ以上にその名称の周知性を有する必要はない」とされて 稲田教授は同じ結論であるが、 鈴木・前掲判例百選九頁。 理由づけは、「署名を手形行為の認証性にあると解するならば、 その者が自己の

いる。始終一貫して、署名の認証性の強調である。署名の成立的要素については触れなかった。

鈴木・前掲百選九頁。 鴻・前掲一三七頁。

63 62

64七頁参照。 木内教授は、行為者としての責任追及以外に、 しかし、機関方式の署名代理は代理として成立しないから、 手形の代理行為の責任追及もできるとしている。 代理行為の責任追及は認めない。 木内 前掲三五